

第 2 2 期 第 3 7 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和 6 年 8 月 2 3 日（金）午後 1 時 3 0 分

2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1－2 2
アラスカ会館 3 階「エメラルドの間」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	会長代理	二本柳 勝
	委 員	東 田 義 廣
	〃	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	木 村 慶 造
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	竹 林 雅 史
	〃	南 谷 雅 人
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	宮 野 昭 一
	〃	堤 静 子
	欠席委員	松 下 誠四郎
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	中 居 裕
県 側	水産振興課 漁業管理グループ 副参事	野 月 浩
	企画・振興グループ 総括主幹	田 中 淳 也
	技師	立 田 騎 士
	栽培・資源管理グループ 総括主幹	白 板 孝 朗
	主幹	東 野 敏 及
	三八地方水産事務所 所長	蝦 名 浩
	下北地方水産事務所 副所長	泉 田 哲 志
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	田 中 規 雄
	技師	傳 法 利 行

4 提出議案

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：東部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示について

原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第3号：東部海区管内におけるトドの採捕の指示について

原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第4号：令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック要望事項について

原案どおり国に要望することに決定された。

議案第5号：東部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について

申請どおり承認することに決定された。

5 議事の経過

会 長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第22期第37回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第22期第37回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案4件と追加1件、報告事項1件の審議が予定されています。委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、竹林委員と東田委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第 1 号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは説明いたします。

議案第 1 号資料の 1 ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第 5 8 条において読み替えて準用する同法第 4 2 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回の諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会 長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案第 1 号につきまして、県の方から説明させていただきます。

1 ページを開いていただいて、2 ページ目を御覧いただきたいと思います。

いつものように漁業種類、漁業を営む者の資格、そして許可又は起業の認可をすべき船舶等の数について説明させていただきます。

2 ページ目ですけれども、最初の漁業魚種は、ほっきがい雑けた網漁業ということでございます。4 段に分かれていますけれども、上段目から申し上げますと。

東共第 7 号の共同漁業権の組合員行使規則権者として、八戸みなと漁協で 8 隻ということになっております。

2 段目では、東共第 9 号、共同漁業権の組合員行使権者として、市川漁協で 3 隻でございます。

3 段目では、東共第 11 号、共同漁業権の組合員行使権者として、百石町漁協ということで 33 隻でございます。

最後の 4 段目ですが、東共第 13 号、共同漁業権の組合員行使権者として、三沢市漁協で 40 隻となっております。

続いて、次の 3 ページ目を御覧ください。

こちらは、しらうおの機船船びき網漁業でございます。

こちらでも 3 段に分かれていますけれども。上段からですが、

こちらは、東共第 12 号、共同漁業権の組合員行使権者として、百石町漁協で 33 隻。

2 段目で、東共第 14 号、共同漁業権の組合員行使権者として、三沢市漁協で 40 隻。

最後の 3 段目で、東共第 8 号、共同漁業権の組合員行使権者として、八戸みなと漁協で 1 隻となっております。

続いて、4 ページ目を御覧ください。

4 ページ目から 6 ページということですね。こちらが、かれいの固定式刺し網漁業でございます。

4 ページ目では、佐井村漁協の地区で 6 隻ということです。

5 ページを御覧いただければ、5 ページ目では、奥戸漁協の地区で 8 隻ということでございます。

続いての 6 ページ目では、大間漁協での地区で 6 隻というふうになってございます。

更に続いて、7 ページ目を御覧ください。7 ページ目から 9 ページ目まで。

こちらの方は、さめ固定式刺し網漁業でございます。

7 ページ目ですけれども、こちらが佐井村漁協の地区で 5 隻というふうになっております。

開いていただいて 8 ページ目ですけれども、こちらが奥戸漁協の地区で 9 隻というふうになっております。

続いて、9 ページ目に移りますけれども、こちらが大間漁協ということで、地区で 12 隻というふうになってございます。

更に続いて、10 ページ目から 13 ページ目、10 ページから 13 ページを御覧い

ただければと思います。

こちらが、底建網漁業でございます。

10ページ目では、関根浜漁協の地区で10人

そして11ページ目ですけれども、11ページでは、大畑町漁協の地区で5人ということになってございます。

続いて、めくっていただいて12ページですけれども、12ページでは、こちらは野牛漁協の地区で1人というふうになってございます。

13ページ目ですけれども、こちらは、岩屋漁協の地区で、こちらも1人というふうになってございます。

最後に14ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは、たら底建網漁業でございます。

こちらは、佐井村漁協の地区で14人というふうになってございます。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

御質問、御意見、ありませんですか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは議案第1号については、諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に、議案第2号「東部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、説明いたします。

議案第２号資料１を御覧願います。

これまでと同様に本年もサケ資源の繁殖増大を図るために指示を発して欲しいとする県農林水産部長からの依頼文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

沿岸域におけるさけ漁業の制限に係る委員会指示の発動について（依頼）

サケ資源の繁殖増大を図るため、漁業法第１２０条第１項の規定に基づく、別紙内容のサケの採捕制限等の委員会指示の発動をお願いします。

となっております。

次に資料２を御覧願います。

依頼をもとに作成しました公示する委員会指示案です。

前段を読み上げさせていただきます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第９号

漁業法第１２０条第１項の規定により、青森県東部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和６年○月○日

青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明

以降の内容は、県の依頼文に添付されたものと同じでございまして、昨年と年次が異なるだけで、あとは同じ内容となっております。

なお、県報登載時に若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いしたいと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

野月副参事

水産振興課 野月副参事

議案第２号につきましては、県からの補足説明はございません。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。
ありませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問、御意見もないようですので、原案どおり委員会指示を発動したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、議案第２号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、公示にあたって若干の字句修正があった場合は、事務局一任といたします。
次に議案第３号「東部海区管内におけるトドの採捕の指示について」を議題に付します。
事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、議案第３号につきまして説明いたします。

この案件は、東部海区管内の沿岸に來遊するトドの漁業被害を軽減するために行う採捕の承認に関するもので、佐井村漁協に対しては平成１９年度から、また大畑町漁協に対しては平成２２年度から委員会指示に基づく承認がなされております。

それでは、議案第3号資料1を御覧願います。

県農林水産部長からの依頼文です。

本文3行目から読み上げさせていただきます。

このたび、水産庁から、令和6年7月23日付け水推第718号「令和6年度（トド年度）のトド採捕可能頭数について」にて、令和6年9月1日から令和7年8月31日までのトド採捕可能頭数の上限を北海道対象海区（宗谷・留萌・石狩後志・檜山・渡島海区）及び青森県対象海区（東部・西部海区）において511頭と示されました。

つきましては、本県における令和6年度（トド年度）のトド採捕数の上限を8頭とし、別紙（案）により漁業法第120条第1項の規定に基づく委員会指示の発動をお願いいたします。

となっております。

次に資料2を御覧ください。

これは、県漁連他、漁協からの要請文でございます。いずれも例年と同じ内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。

次に資料3を御覧願います。

委員会指示案でございます。前段を読み上げさせていただきます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第10号

青森県東部海区管内におけるトドの採捕（生け捕り又は猟銃を使用する者に限る。）について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和6年〇月〇日

青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明

以下の内容につきましては、県の依頼文に添付されていたものと同じ内容でございますし、また、年次を改めた他は前回の指示と同様になっております。

次に議案第3号資料4をお願いいたします。

これは、令和6年度トド採捕承認事務取扱要領（案）でございます。

こちら、年次を改めた以外は、昨年と同様の内容となっております。2ページ目に記載されている採捕数の制限につきましては、県依頼文のとおり、昨年同様の頭数を8頭としております。

事務局からの説明は以上でございます。

なお、委員会指示の県報掲載にあたり、若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

県から補足等がありましたらお願いいたします。

水産振興課 田中総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、田中総括主幹。

水産振興課 田中総括主幹

田中総括主幹です。

よろしくお願いします。

本件は、トドによる漁業被害を防ぐため、防ぐことを目的したものとなっております。それでは、担当の方から説明させていただきます。

水産振興課 立田技師

すみません、担当の立田と申します。

よろしくお願いいたします。

まず、議案の第3号資料1の1ページを御覧ください。

こちらは、委員会指示の依頼文となっておりますが、発動の内容につきましては、年度を訂正したほかは、トドの採捕数の上限が8頭であることなど、昨年度と同様となっております。

続きまして、同じく資料1の4ページを御覧ください。

令和6年7月23日付けで水産庁から今年度のトド採捕可能頭数が示されており、このうち、本県が採捕できる頭数は、北海道との協議により昨年同様の8頭となっております。

この採捕可能頭数の設定の根拠につきましては、5ページからのトド管理基本方針の5、6ページから7ページにかけて、こちらの方に示されております。

また、この基本方針は、令和6年度、令和6年7月23日付けで一部改正されておりますが、特段、本県のトド採捕に影響を与える内容ではないため、一部改正の詳細につきましては、11ページ以降、こちらの方に新旧対照表の方を添付させていただいておりますので、こちらの説明については省略させていただきます。

次に20ページを御覧ください。

こちらの方に当課作成の令和6年度青森県トド採捕等作業実施要領（案）について添付させていただいております。

トドの採捕・威嚇及び監視を行うための手続きを記載しております。

委員会指示発動後に指示番号等を記載して、要領改定されるものであり、年度を訂正した他は、昨年度と同様となっております。

続きまして、飛んで資料5をお開きください。

令和5年度の青森県におけるトド・オットセイ確認状況及び漁業被害についてです。

まず、1の出現状況についてですが、（１）、（２）のとおり、トド及びキタオットセイの出現状況が記載されておまして、合計3回目撃されております。

次に2の漁業被害についてです。こちらについては、被害は特にありませんでした。

次に3の目視調査です。目視調査につきましては、4回実施されましたが、出現は確認されませんでした。

次に4、トド採捕実績になります。採捕実績はなしでした。

次のページには、参考として、漁業被害の発生及び目撃地点について記載させていただいております。

県からの補足説明は以上となります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

ありませんですか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問、御意見もないようですので、原案どおり委員会指示を発動したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、議案第3号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、公示にあたって若干の字句修正があった場合は、事務局一任といたします。

次に議案第4号「令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック要望事項について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、議案第4号につきまして、説明いたします。

議案第4号の資料の方を御覧ください。

今回の令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議に対しての要望事項案としましては、継続事項として2件提案することで考えております。

要望事項の項目につきましては、前年度と同じく継続の要望事項となります。

また、1件目でございます「沿岸漁業と沖合漁業の調整について」については、昨年と同様のものとしております。

1枚開いていただいて2ページ目が2件目ということで、「太平洋クロマグロの資源管理について」ということで、項目としては、継続の要望となりますが、これまでの第22期当委員会の中で度重ねて議論、情報交換し、また全漁調連による要望活動における国からの回答を踏まえまして、要望内容は

1として、クロマグロによるいか釣り漁業への被害低減のための技術開発

それから、2として、広域漁調におけるクロマグロ承認について、新規承認の取扱いの検討。

これを要望したいと考えております。

3は、これまでと同じく、漁業収入安定対策事業（強度資源管理タイプ）の継続、これを要望しまして

4番としまして、遊漁の採捕につきましては、前段は昨年と同じなんですが、今年度、全国要望の中にありました事項も踏まえまして、遊漁におけるライセンス制導入の検討についても要望することとして加えております。

説明は以上でございます。

なお、本日、御審議いただいた結果につきましては、10月の末に行われる予定でございます、東日本ブロック会議で審議されることとなっております。

また、その審議を踏まえて、今度は来年度ですね、全漁調連の総会で決定し、来年の7月頃に国に要望、ということになります。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

これについて、何か御質問、御意見がありませんか。

ありませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

それでは、私の方から、前年度の東日本ブロック会議のことについて、皆さんに報告をいたします。

今年要望された令和6年度要望事項ですけれども、この、いわゆるこの沿岸漁業と沖合漁業の調整についてということで、東京都の委員からクレームとか、この件について、要望を始めてから長いのでないかという意見が出されました。そして、議長からこの意見に対して回答してくださいと言われたため、この経緯について説明をいたしまして、やはり我々は、この件について、地元である青森県の沿岸漁業者のため要望しているので、この要望に対して少しでも地元の目に見えるような形で国には対応してもらいたいという一心のもとで提案をしているのですので、目に見えぬ限りは要望を続けていくと、そういう説明をいたしました。

そのうえで、今年もこの件を要望するという結果になりましたので、このように要望いたします。よろしくお願いいたします。

これについて、何かありませんですか。

宮野委員

はい。

会 長

宮野委員

宮野委員

他の委員が、それ、毎回、毎回、同じ要望を出すということで、松本会長にそういう話をしたと思うんだけど。問題は何も解決していないで、先に進まないの、そういう批判するのもいかなものかと思います。

我々、やっぱり、当事者の漁業者としては、海区調整委員会の役職も含めて考えれば、やっぱり地元の沿岸漁業者、それから大臣許可のその関係も上手くやって、そして、わずかでも沿岸漁業者が優位になるように、実現するまで動かなければならないと思いますので、松本会長、何とかよろしくしお願いします。

以上です。

会 長

他にありませんですか。

ありませんですか。

東田委員

はい。

会 長

東田委員。

東田委員

この大型と中型、この巻き網と底びき、これはやっぱり海区委員会で議論することはできますかね。

会 長

局長。

事務局長

海区委員会の権限としましては、沿岸漁業で、この大・中型とか、沖合底びきとかに関しては大臣許可ということになりますので、ちょっとここの委員会の中での議論には馴染まない。直接的に、その漁業者に対してという形はちょっと馴染まないものと考えております。

東田委員

それは分かる、毎回同じなんだよね。何十年も前からこれを話しているんだけど。この巻き網と底びきでもって、一本釣り、大変なわけさ。これ、何とか改革できないかって、何十年前からお話していても、海区委員会では、議論はされてないわけさ。中型と、巻き網と底びきは大臣許可だどごで、委員会で議論するあれがないわけさ。

何とかして、この沿岸漁業と資源を守るためには、やっぱり底網と巻き網、何とかすることを考えなければ沿岸漁業は大変だと思う。資源もなくなるよ。もう何十年も前から、これ、話ししているけど、全く一歩も前さ進まない。

以上です。

会 長

この件も、自分もそういうふうに訴えまして、このいか釣りについても、自分は自分なりに詳しく説明したいと思えますし、やはりこのいかについても、やはり大臣から、そして海区もだし、承認書までのことも説明をしながら、この旨を聞かれたものだから説明。でも、やはり自分たちは、東京でも、これは委員会だものだから、これを、この要望事項を委員会の中で採択をしてもらって、初めてこれを会長、副会長、様々な、まだ要望事項の中で、青森県はこうだけれども、日本全国の、それこそ外国さやるの、外務省とか様々な、そういうものについては、会長、副会長が要望する。各省を回って、そのような仕組みになっていますので。

なかなか、我々はこういうふうにしても、声が届かない。だから、私、少しでも

目に見えるような、地元にそういう対応をしてくださいということを訴えました。

東田委員

何を言ってもダメ、この問題は。

会 長

海区が決めるものであれば、委員会で採択、多数決で意見が反映出来るが、そういうのが出来ない内容だから困るわけだな。だから要望していくしかないということで、御理解を賜りたいと思います。

宮野委員

もう1回。

会 長

はい、宮野委員。

宮野委員

我々、東部海区調整委員会というのは、諮問機関だから、提案された議案について、いいか悪いかということを審査してやるというのは、所管であるのは十分わかっています。

ただ、前々回だか、全国大会で東日本のブロックからマグロの件について要望として出たと。そういうことで、私個人的には、内心かなり良かったなと思って期待していたわけです。

だから、我々所管事項で、これを扱う事項でないから関係ないということじゃなくて、全国のそういう団体の連合会の組織力を利用して、議案として提案されたものについては、できるだけやっぱり実現できるように、海区調整委員会としても、東部海区調整委員会としても、やっぱり途中で諦めるとか、もう関係ねえとか、所管でねえとかっていうことでなくやってもらいたいということを言いたいんですよ。

我々、ここで諮問するのが仕事ですから、東京さ行ってお願ひするとか、陳情するとかって、仕事だとは思っていません。でも、沿岸漁業者が物凄く苦しんでいる、大変だと。もう魚、跳ねてるのに獲られねえと。それを海区でも、自分は知らない、関係ないでは済まされないから、そういう機会を何とか利用して、諦めることなく継続してやっていきましょう、やってください、ということをお願いしたいわけです、会長、よろしくお願いします。

会 長

発言の機会があれば、そういうこと、要望いたします。

他にありませんですか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

それでは、ないようですので、議案第４号については、そのように決定し、東日本ブロック会議に提出することにいたします。

次に議案の追加について審議します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、説明させていただきます。

委員の皆様への通知では、今回の東部海区委員会は、議案４件としていたところですが、通知を発出後、大畑町漁協の組合員から、新規のいか釣り漁業の委員会承認の申請があったものでございます。

申請者の操業時期等を勘案しまして、本委員会に議案を追加すると、追加したいとしたものでございます。

青森県海区漁業調整委員会規程第８条第１項でございますが、あらかじめ通知した事件に限って議決するものと規定されております。

ただ、同条第２項において緊急の必要がある事件については、出席委員の３分の１以上の同意を得て、これを直ちに会議に附し議決することができるとされておりますので、今回、その規定を用いまして、議案の追加について提案させていただいたものでございます。

御審議くださるようお願いいたします。

会 長

県から補足等がありましたらお願いいたします。

野月総括主幹

水産振興課 野月総括主幹

議案第５号についてですけれども、県の方からの補足の説明はございません。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

議案の追加について、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問、御意見もないようですので、議案第5号を追加で審議したいと思います、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、委員全員異議がないものと認め、議案第5号を追加で審議することになります。

それでは、議案第5号「東部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、御説明いたします。

いか釣りの承認漁業における相続、承継、代船等にあたらな新規操業の承認につきましては、資料3の方でございますけども、「青森県沖合海域におけるいか釣り漁業等（総トン数5トン未満）の操業承認対象者等について」の内規において、委員会の会議に付し、「沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合」に該当するかどうか

かを御審議いただく必要があるとされております。

今回、資料１のとおり大畑町漁協から１件の新規の申請がございました。添付された申請理由書から、漁業経営の安定を理由とするもので、また、大畑町漁協から副申されました副申書によりますと、着実な操業とそれによる本県の地域活性化等が見込まれるものと推察されます。

資料２の方を御覧願います。

令和５年度のいか釣り承認申請件数と今年度の申請・承認件数の比較でございます。

表１、県内の中頃、黄色く塗っておりますが、大畑町漁協、これについての新規承認申請が３件となっておりますが、既に承認済み２件と今回の１件を合計したものでございます。

今回の申請１件を含め、県内船につきましては、東部委員会では２６６隻となっております。

また、この資料にはございませんが、西部委員会分では、１５９隻となっておりますので、合計４２５隻となります。内規の方で定めております枠数であります４９０隻以内に収まる状況となっております。

以上のことから、事務局といたしましては、今回の申請について水揚げを通しての地域の活性化など、沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合に該当すると判断できることから、承認して差し支えないものと考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

県から補足等がありましたらお願いします。

先ほどは失礼いたしました。野月副参事。

水産振興課 野月副参事

県の方からの補足説明はございません。

御審議のほど、よろしくしお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

御質問、御意見ありませんですか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問、御意見もないようですので、原案どおり承認したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、議案第5号については、原案どおり承認することといたします。
次に報告事項について、県から報告を求めます。

水産振興課 白板総括主幹

はい、会長。

会 長

白板総括主幹

水産振興課 白板総括主幹

県水産振興課 白板です。

私の方から、特定水産資源でありますクロマグロに係る知事管理漁獲可能量の変更について御報告させていただきます。

お配りしております資料の1ページを御覧ください。

県は、漁業法第16条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、令和6年6月10日付けで知事管理漁獲可能量の変更を公表してございます。

その概要につきましては、その表に示しておりますとおり、30キログラム未満の小型魚は286.6トンから25トン増えまして、311.6トン。

30キログラム以上の大型魚につきましては、508トンから138.4トン増えて、646.4トンとなっております。

続いて、2ページ目を御覧ください。

2ページ目には、今回の変更、詳細が、内訳が記載してございます。

大きく1番の不等量交換に伴う漁獲可能量の変更。

2番目として、国からの追加配分による変更。ということになってございます。

1番の小型魚から大型魚へ交換する不等量交換につきましては、協定管理委員会からの回答に基づきまして、今回、小型魚46.1トン大型魚64.5トンに振り替えております。

また、追加配分、2番の方の追加配分の内訳といたしましては、小型魚については、繰り越し25.7トン、譲渡メリット措置として12.3トン、消化率メリット措置としまして7.1トン、国留保からの上乗せ等として26トンとなっております。

大型魚につきましては、繰り越し３９．９トン、譲渡メリット措置として３２．７トン、消化率メリット措置として３．７トン、国留保からの上乗せ等として２８．１トンとなっております。

更に大型魚につきましては、これらの数量から令和３年度の漁獲量報告義務違反に係る控除として、３０．５トンを差し引いて国から本県に配分されてございます。

譲渡メリットや消化率メリット及び国からの留保の上乗せ等につきましてはの詳細な計算方法等につきましては、後ろの方の資料に添付してございます。

なお、６ページ以降には、県報登載の、県報の写しを添付してございます。

なお、この計画の変更につきましては、法第１６条第５項で準用する、同条第２項の規定に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がございますが、事務手続きの迅速化のため、協定に基づく管理委員会等、関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に事前諮問せずに手続きを行い、手続き後に報告する旨、令和６年１月５日付青水振第１３９８号で貴委員会に諮問を行いまして、適当である旨、答申受けていることを申し添えます。

県からの説明は以上です。

会 長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんでしたら、東田さん、これについて。

私の方から、今、こういう急の説明で、委員の人も理解できない点もありますので、少し、時間をおいて質問を受けるようにしたいと思います。

さっきのに関してありませんか。

宮野委員

はい

会 長

宮野委員

宮野委員

２ページの※７番の件なんだけども。

消化率の高さに応じたメリット措置ということで、これ、昨年度は一律１．６トンだったのが、今年は３．７トン。これは分かったんだけど。

漁業者に対する消化率の計算の仕方、漁協に対する消化率でもって、例えば、これでいけば８０パーセントでしたか、消化率、７番は、８割以上ですね。

だから、じゃ、これから県としての考え方として、例えば、９０パーセントを消化

した組合に対しては、翌年度の漁獲割り当ての時にその分を見て何パーセント上乘せるとか。

例えば、60パーセント未満のところについては、未満のところですよ。未満のところについては減額するとか。そういう形をやって、数式を変えていかなければ、ずっとその現状に見合った、即応した漁獲割り当てが決まらないう。昔のまんまの割当てに対して、なんぼ減った、なんぼ増えたということになればまずいので、この辺の大した参考になる資料が一杯載っていますので、その年、その年に応じて。

私は一番いいのは、例えば、やっぱり消化率、95パーセントのところは対前年度110パーセントでやるよとか。60パーセント未満のところは対前年度80パーセントだよとかって、こういうやり方の方が、一番、実際に即応した割当ての仕方じゃないかなと思いますので、県の方でも大変でしょうけども、これ、大した勉強になります、参考になりますので、この辺のところよろしく願いして、現場に即応した数字を早く見つけたいと思いますので、よろしくお願いします。

会 長

これに対して、回答、県の方から、どなたかありませんか。

水産振興課 白板総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、白板総括主幹。

水産振興課 白板総括主幹

今回、御報告させていただいた資料につきましては、国から県に配分される数量ということになります。県の方でも、配分された枠を有効に活用できるように、県内の漁協間でも融通を活発に行っていただくよう、依頼しているところです。

県内の配分におきましても、まぐろの協定管理委員会の方で融通の実績ですとか消化率、そういったものも加味して漁協さんに配分されているというふうな認識を持っておりますので、県に配分された枠、各漁協に配分された枠については、有効に活用いただいているというふうに考えております。

会 長

他にございませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

ありませんですか。

委員の方からないようですので、私の方から確認、これに対する浜の方の、我々がこれを決める問題でもありませんので、やはり要望として私は、発言をいたしますので。

この管理委員会の制度というもの、漁業者、代表組合長さんなどは、代表として来ていると思いますけど。私も仕組みが分かりませんので、そういう組合長さんたちだけ集まっているのか、その他にも委員の人たちがあるのか、ひとつこの点を確認をしたいと思いますので。

東野さん。

水産振興課 東野主幹

水産振興課 東野です。

管理委員会、協定管理委員会という組織なんですけども。

まず、協定管理委員会に委員の方々がいらっしゃいます。委員の方々というのは、クロマグロの漁獲枠の比較的多い組合の組合長さんが委員になられている形になります。

協定管理委員会には2種類あって、協定管理委員会というものと、あと協定管理委員会全体会議という会議もございます。管理委員会は、その委員の方々のみが出席する会議なんですけども。全体会議におかれましては、今現在、漁獲枠、配分されている組合の組合長さん、皆さん、出席される会議になっています。

基本そうなんですけども、協定管理委員会についても、漁獲枠が少ない組合の声も聴いて欲しいという声が、事務局は漁連さんなんですけども、漁連さんの方にございましたので、最近では、協定管理委員会についても、そういった漁獲枠が少ない組合さんも出席できる形になっているはずでございます。

会 長

もう1点、これは、私、浜の声を聴きながら、そして、自分も今、この資源状況を鑑みての要望です。

今、この、やはり新聞紙上であれば、やはり大きいところだけ枠が載っているんですけども。あとの漁協は、全部まとめた配分になっているわけですね。

今、先ほども話があったとおり、前段で、この会議に入る前に話を私の方に東野さんの方からあったんですけども。やはり、漁協に対して、この資源がかなり回復してきているわけですね。我々、浜を見ても定置網の沖、それにマグロの群れが目に見え付くような状況だわけですね。

それであっても、やはり組合員全漁船がマグロ承認を持っている組合もあれば、そ

して、1艘だけまぐろ承認がある組合でも、全部割当は同じ1トンなわけですね。

そういう組合であれば、やはり、今、漁協も組合でそれこそいか釣り不漁、やはり、この、今、燃油かけて八戸の沖から岩手県の県境、そういうところまで行って燃油を大量に消費するわけだ。でも、イカ獲れない。これは、漁業者にとっても、組合にとっても未集金になるわけだ。何も今、1つだけの魚種を捕って生活ができる時代でないわけです。

だから、そういうものを考慮してきちんと精査をして、組合自体、漁業の形態を見て配分をしてもらいたいと。やはりそうでなければ、もう若い漁師は、ただそれこそ言葉悪いんだけど、経営に際して借金を背負って、やはり、今、出稼ぎをしなければならないという状況にある。今まで夢を見て、後継者としてやはり漁師を選択してやってきているんだけど、今現在、平成27年からイカの資源が厳しい時代に入ったなかで、もう組合の方から未収金があれば、漁業者が責められる。だからもう、1日でも、それこそ他の仕事をやってでも働かなければ生活できない状態。

そういう状況であるから、やはり目に見えて増えてきているクロマグロについて、前浜に多く来遊している状況と追加配分があるなかで、多くなったクロマグロを、来遊してきた前浜の人たちにも配分を配慮してもらいたいと。そういう要望ですので、県が中心になってやるものでありますので、そういう考えも持っていただきながら、追加配分にあたって欲しいという。

私、近いところであれば、白糠、泊、様々、今、三沢、やはり若い漁師たちが困っておりますので、そういう観点からも、これにあったとおり、また、新規の広域海区の承認への要望も今回は入っていると思います。

ただ、今、早急にできるものであれば、こういう追加配分を、やはり皆さんのしみじみ届くような意見を取り入れて配分をしてもらいたいと、これは要望ですので。

東田委員

このさ、マグロの各組合がさ、マグロの枠、どこさ申請せばもらえるんだべが。

マグロの組合が、どこさ申請すれば、このマグロの枠、もらえるものですか。教えてください。

今年はね、白糠の組合では、追加の4キロか5キロ、10キロ、へば、一方、15キロ、20キロもあるよ。へば、配分量を分割したところで、半分しかもらえなくなるわけさ。

だから、このマグロの枠さ、組合がどこへ申請すればもらえるか、教えてもらえないか。

以上です。

会 長

東野さん。

先ほど、私の質問に対しての回答を含めて、東田さんにもしてもらいたいと思います。

水産振興課 東野主幹

分かりました。

太平洋全般の話なんですけども。過去には、イカが獲れていた時期は、今、皆さん、イカ釣りに行かれて、それである程度、収益があったものですから、なかなか。

当時、マグロもそれほど太平洋に回遊している状況でもなかったのも、あまりマグロという意識が、多分、漁業者さんの中にもなかったものと思います。

東田委員

簡単にさ、どこに申請してもらえるか、もらえないか。あと、皆、分かっているから。

水産振興課 東野主幹

先ほどの松本会長さんの…。

東田委員

簡単に短くさっと教えてもらえれば。できるならできる、できないならできないと。

それは、どこに申請しなさい、これでいいから。

水産振興課 東野主幹

では、先に東田委員の質問の回答から申し上げますと。

マグロの漁獲枠って、申請したらもらえるものではないんですよ。何て言うかな？ 県にきた、国から県にきた漁獲枠というのは、県から協定管理委員会の方に全量配分されます。協定管理委員会が先ほど言った各組合の過去の漁獲実績とか、前年度の消化率とか、あと前年度の各組合への融通割合とか、そういったものを勘案して各組合に配分するという形のもので、どこかに申請すればもらえるといったものではないという形でございます。

会 長

東田さん。

東田委員

私は、そこを聞きたいわけさ。

結局、今までの水揚げの実績がないば、もう配分もらえねと。ということだわけさ、今までは。それを何とか改革することはできないかということなんです。

昔は、白糠は、ものすごいマグロ揚げだったんだよ。大間でも、皆のところから来て、白糠の漁港さあげている。今でもよその漁港から来て、白糠の港で、私ら、ユニック貸してさ揚げてけでるよ。

白糠さ全くマグロの枠ってねえんだよ。

私は、定置もやっているけどもよ、1本獲っても半分しか枠もらえねえんだよ。

だから、やっぱり、こういう追加の枠、あった場合は、やっぱり各、数量の少ない組合さ幾らかでも多く欲しいわさ。何とか、県が先に立ってさ、なんぼかでも多くしてもらえないかね。

私、この前も組合の理事会でもって、これは、各組合の組合長が決めるから行って話せて、私、お願いしているわけさ。何とか、県もあれだ、枠の少ない組合に1匹でも多く揚がるようにお願いします。

以上です。

水産振興課 東野主幹

気持ちは、私もその気持ちは分かります。少ないところに配分したいという気持ちは分かるんですが。皆さん、そうだと思うんですけども。欲しい、漁獲枠が欲しいのは、皆さん、一緒なんですよ。誰に優先して配分するかということなんでしょうけども。

今、日本全体の漁獲枠、マグロの漁獲枠が増えたかというのと、そうではないんですよ。去年からずっと同じなんですよ。増えていない、日本全体の漁獲枠が増えていない。なおかつ、本県に割当てられる漁獲枠も当初配分については何も変わっていないという状況の中で、じゃ、一人の言うことだけを聞いて、その方に多く配分するというわけにもいかない。

来年、来年度、今、今年度ですね、国際会議で日本はクロマグロの漁獲枠の増枠を提案しています。今のところ、大型魚については1.5倍、小型魚については1.1倍の増枠の提案を12月の国際会議があるんですけども、そこで提案することに各国同意、合意しています。12月の国際会議でそれが認められれば、来年度から日本全体で大型魚が1.5倍、小型魚が1.1倍の増枠になるという形になります。

それが、沿岸漁業にどれだけ配分されるかどうかというのは、これから国が決めることですので、我々としては、その沿岸に多く配分されるようにという要望はしていくつもりですが。

来年度、その増枠がかなった時に、当然、青森県の漁獲枠というのも増えることになります。増えた場合、その増えた分というのをどうやって配分するかというのを今後、考えていく必要があると思うので、そういった時に、当然、太平洋の方々の漁獲枠が少ないという実態も分かっています。そういった声も聞こえていますので、そういった声もなるべく汲み上げた形で増枠になった部分で対応できればいいなというふうには考えています。

よろしいですか。

会 長

分かりましたけれども、やはり、実績という言葉も出てきましたけども、やはり、さっき言った東田さんでなくても、実績というのは、言葉ですけど、いつからその実績と。やはり、実績でいけば、マグロの実績、先ほど東田さんが言ったとおり、50年代の実績は一番あるわけだな。白糠から技術を教えてもらって、

田高委員

いつまでもその話はしないで。マグロの配分については管理委員会があるので、その中身は管理委員会でやるべきだし。

会 長

今、発言中だから待って。

そういう実績、あの当時、漁業したものなの。白糠から技術を教えてもらって泊の人たちもマグロを釣って、そういう生計を立てたわけ。

東田委員

会長。はあいいじゃ、やめるじゃ。

富田委員

ちょっといいですか。

言わないつもりはしていたんですけど。田高さんが発言したので。

このマグロの配分を決める委員会についても、組織のあり方、規約のあり方というのも、クロマグロの協定管理委員会があって、そっちの方で決めていると思うんですよ。ただ、その規約も知らない、我々海区委員会が議論しても議論にならないと。会議にならないと思う。ですから、そういうふうなものをやるのであれば、そういうふうな資料を全部出してやらないと、水掛け論だと思いますよ、何年も前からやっているんだけど。

田高さん、言っているとおりなんですよ。これ、報告事項ですから、意見を集約する場所じゃないと思うんです。

ですから、それを聞いて、次はこういうふうにしますってまとめないと、いつまでやったってこれは終わらないと思うよ。

会 長

だから、私は要望だわけ。だから、この報告事項というのは、やはりこれに対して質問もできるわけ。だから、その報告事項、ただ報告だと。報告事項なんて片付けても上手くねえわけ、会議というのは。

富田委員

内容も知らずにやるのは、ダメだと思うよ。

会 長

こういうものを踏まえて、きちんとしたものを来年、来る追加に対しては、真剣に取扱いをしていただきたいと。そういうふうにあって、この件について、もう意見集約として終わりますので、いいですか。

富田委員

資料集めてちゃんとやった方がいいんだって、もし、やるんだば。

会 長

それでは、この件はこれで終わり、他に御質問、御意見もないようですので、本日予定していた議事を全て終了し、以上をもちまして第22期第37回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後2時40分